

維持管理計画書（全ての産業廃棄物処理施設）

維持管理基準	維持管理計画
① 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が、当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析または計量を行うこと。	○燃料を受け入れる際には必要な性状の分析または計量を行います。
② 施設への産業廃棄物の投入は当該施設に処理能力を超えないように行うこと。	○ボイラへの燃料の投入は設備能力を超えないように行います。
③ 産業廃棄物が施設から流入するなどの異常事態が生じたときには、直ちに施設の運転を停止し、流入した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	○燃料が施設から流出するなどの異常事態が生じたときには、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。
④ 施設の正常な機能を維持するために、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	○施設の正常な機能を維持するために、定期的に施設の点検及び機能検査を行います。
⑤ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭を防止するために、必要な措置を講ずること。	○可燃性廃棄物用破砕機は地下ピット室に収め、破砕物の飛散を防止します。
⑥ 蚊、はえなどの発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	○洗浄の実施によって、構内の清潔を保持します。
⑦ 著しい騒音及び振動発生により、周囲の環境生活を損なわないように必要な措置を講ずること。	○低騒音・低振動機器の採用や防音・防振施工により周囲への生活環境を損なわないようにします。
⑧ 施設から排水を放水する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	○排煙脱硫装置からの排水は、黒液に回収し、黒液濃縮濃縮行程(エバポレータ)で濃縮したのち、回収ボイラで燃焼処理しパルプ蒸解薬液として利用するため排水係への排水はありません。
⑨ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の規則を作成し、3年間保持すること。	○施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の規則を作成し、3年間保持します。
⑩ 破砕によって生じる粉塵の周囲への飛散防止のために必要な措置を講ずること。	○可燃性廃棄物用破砕機は破砕部をカバーで囲うなどの措置を行い、破砕物の飛散を防止します。

維持管理計画書（焼却施設）

維持管理基準	維持管理計画
① 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上に保つこと。	○燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上で保ち管理を行う。
② 焼却灰の灼熱減量が10%以下になるように焼却すること。	○焼却灰の灼熱減量が10%以下になるように焼却を行う。
③ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	○運転開始時は層内温度及び層状温度を計測しながら、適切な昇温温度となるように行う。
④ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、焼却し尽くすこと。	○運転停止時は層内温度及び層状温度が急激に下がらないようにし焼却を行う。
⑤ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録をすること。	○燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録を行う。
⑥ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200℃以下に冷却すること。	○集じん器に流入する燃焼ガスの温度を200℃以下で管理を行う。
⑦ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録をすること。	○集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録を行う。
⑧ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	○冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行う。
⑨ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下になるよう焼却すること。	○煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を100ppm以下になるよう焼却を行う。
⑩ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録をすること。	○煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定・記録を行う。
⑪ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却すること。	○煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるよう焼却を行う。
⑫ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、かつ、記録をすること。	○煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定・記録を行う。
⑬ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	○排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように行う。
⑭ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	○火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに必要な場所に消火器を設置する。

維持管理計画書（最終処分場）

維持管理基準	維持管理計画
① 埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないよう必要な措置を講ずること。	○乾燥強風時の散水により処理対象物の飛散防止に努める。
② 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	○浸出水集排水管設備及びガス抜き設備による埋立内部の好気性環境を保持する。 ○覆土実施により発散を防止する。
③ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えて置くこと。	○埋立地内の火災に際しては、原水ピットの散水用のポンプにより対応する。
④ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	○覆土の実施状況により蚊、はえ等の発生防止に努める。 ○状況に応じて、薬剤の散布等を実施する。
⑤ 囲いは、みだりに人が埋立地に立入るのを防止することが出来るようにして置くこと。	○有刺鉄線の破損等を点検し、外部から侵入できない状況を維持する。
⑥ 立札は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変化が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	○常に見やすい状態を保つとともに、表示内容に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他の必要な措置を行う。
⑦ 流出防止用擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	○埋立作業の際に擁壁等の点検を実施する。 また、維持管理担当部門において、定期的な施設点検を実施し、擁壁損壊等の未然防止に努める。 ○擁壁等の損壊のおそれがあると認められた場合は、速やかにこれを防止するための措置を行う。
⑧ 遮水工を定期的に点検しその遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	○埋立作業の際に遮水工の点検を実施する。 また、維持管理部門において、定期的な施設点検を実施し、遮水工損壊等の未然防止に努める。 ○遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合は、速やかにこれを防止するための措置を行う。
⑨ 最終処分場周縁2カ所以上の場所から採取した地下水又は地下水集水設備より採取した水質検査を行うこと。	○2カ所のモニタリング井戸において計量法に基づく計量証明事業所の資格を有する第三者機関に委託し水質検査を行う。
⑩ 地下水検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	○速やかに原因の調査を行い、生活環境の保全上必要な措置を行う。
⑪ 浸出液処理設備の維持管理を行うこと。	○浸出液処理設備は適切に維持管理を行う。